平成２８年（フ）第８２８号
名古屋市港区港明１丁目５番16号
破産者　長井公一朗
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９５号
名古屋市緑区旭出２丁目614番地の１　ユニーブル旭出Ⅲ205号
破産者　信長家こと　平尾　雄太
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５３号
名古屋市西区見寄町203番地　宝マンション見寄公園905、住民票上の住所名古屋市西区花原町203番地　セキオ301号
破産者　伊藤清四郎
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６２号
名古屋市熱田区四番２丁目11番７号
破産者　水野　恵介
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２号
兵庫県高砂市米田町米田971番地の105
破産者　山本　真代
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４号
愛媛県西予市宇和町れんげ965番地４
破産者　萩原　裕士
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１１号
高知県安芸市津久茂町９番10号
破産者　江川　修一
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
大分市三川上１丁目４番34―204号（レオパレス　イリリア）
破産者　早嶋　　剛
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号
沖縄県うるま市勝連南風原1033番地　ネクステージ南原301号
破産者　藤田コウこと　黄　　娟（ＨＵＡＮ　Ｇ　ＪＵＡＮ）（旧通称児島コウ・泉コウ）
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５９号
函館市中島町９番19号
破産者　金澤　美恵
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１９２号
青森県むつ市大字田名部字上道87番地288
破産者　麥澤　いつ
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目５番地110
破産者　川田　直之
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１０７号
石川県かほく市木津イ５番地２、従前の住所金沢市寺中町イ47（従前々の住所）石川県かほく市指江ソ42番地15
破産者　津幡　幸博
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号
金沢市畝田西２丁目149番地、従前の住所金沢市高畠１丁目205番地
破産者　松田　哲也
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９８号
岐阜市鏡島3060番地２、前住所岐阜市市橋６丁目９番６号
破産者　小倉　義哉
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７４号
静岡市駿河区馬渕４丁目16番50号　桜ハイツⅡ　301号、開始決定時の住所静岡市駿河区中原175番地の１
破産者　宮折　啓之
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１４号
静岡県焼津市本町３丁目３番９号　コンフォールＡ108号、旧住所三重県四日市市垂坂町371番地
破産者　儀賀　孝弥
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３８号
静岡市葵区田町３丁目63番地
破産者　塚本　　勝
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２２号
京都市右京区山ノ内苗町40番地１　コスモワンダータウン218
破産者　三輪　高弘
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係